

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



## Newsletter

January 2017

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 6

### はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 6 となる本号では、日本型リストラクテッド・ストックの法務面の課題、アジア・欧州の最新情報の他、「国別報告書に関する通知」の各国税務当局への提出期限についてお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

- [日本型リストラクテッド・ストックの導入手続と今後の課題](#)

#### 2. 日本/BEPS プロジェクト参加国

- [「国別報告書に関する通知」の各国税務当局への提出期限について](#)

#### 3. アジア

- [【中国】外商投資産業指導目録\(2016年改正案\) – 外資規制を一層緩和](#)
- [【中国】環境保護税に関する新法案の発表](#)
- [【ミャンマー】投資法規則に関するアップデート](#)

#### 4. 欧州

- [【EU】EU 目論見書規則により 2019 年から従業員株式制度の免除規定導入](#)
- [【ドイツ】移転価格規則の大幅な改正法案の可決・施行](#)
- [【英国】支払方法及び支払実績の報告義務](#)

ベーカーマッケンジーセミナーのご案内

### [トルコ投資/M&A セミナー](#)

開催日：  
東京開催 2017年2月24日(金)  
大阪開催 2017年2月27日(月)

時間：  
14:00~17:00 (受付開始 13:30)

定員：  
東京 150名(先着順)  
大阪 70名(先着順)

申込締切：2017年02月17日 17:00

本セミナーは、[こちら](#)よりお申し込みください。

# 1. 日本

## 日本型リストラクテッド・ストックの導入手続と今後の課題

平成 28 年度税制改正で導入された「特定譲渡制限付株式」（いわゆる日本型リストラクテッド・ストック）について、前号まで 2 回に渡って税務の側面から解説を行ってきた。本号では特定譲渡制限付株式を導入する際の法律上の手続及び今後の課題について、法的側面から解説することとしたい。

### 1. 特定譲渡制限付株式の導入手続

上場している監査役設置会社が取締役を対象として付与する典型的な特定譲渡制限付株式の導入手続は、一般的には概ね以下のとおりになる。

#### (1) 報酬支払に係る株主総会決議

コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会及び経済産業省により整理された考え方によれば、取締役に第一次的に報酬として付与されるのは金銭報酬債権であり、それを現物出資させることにより特定譲渡制限付株式を付与することになる。そのため、金銭報酬債権を報酬として取締役に付与するための株主総会決議を行う必要がある。実務的には、株主総会では報酬額の上限枠に加え、最終的には非金銭的報酬である譲渡制限付株式を付与することになることを踏まえてその内容も決議し、取締役会において、各取締役の個人別の確定額を決定する流れが一般的になると考えられる。ただし、特定譲渡制限付株式を事前確定届出給与にあたるものとして損金算入させるためには、職務執行開始日（原則として定時株主総会の日）から 1 ヶ月を経過する日までに個人別の確定額の報酬決議をする必要がある点には留意する必要がある。

#### (2) 新株発行又は自己株式処分に係る取締役会決議

次に、報酬として取締役に付与された金銭報酬債権を会社に現物出資させ、株式を発行し又は自己株式を処分するかたちで交付することにより、特定譲渡制限付株式として取締役に付与することになる。そのため、現物出資による株式発行又は自己株式処分の決議を行う必要がある。この点、公開会社の場合には、有利発行である場合を除き、募集株式の発行等の募集事項を取締役会で決議することができるため（会社法 201 条 1 項）、有利発行に該当しないように設計することにより、取締役会決議で発行等を決議することができる。

また、割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、現物出資の場合には原則として必要とされている検査役の調査が不要となる（会社法 207 条 9 項 1 号）。

#### (3) 開示手続の履践

上場会社が特定譲渡制限付株式としてその上場株式を発行等する場合には有価証券の募集に該当し、発行価格の総額が 1 億円以上の場合には有価証券届出書の提出が必要となり（金融商品取引法 4 条 1 項柱書、同項 5 号、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」））、1 億円未満であっても 1 千万円以上の場合には有価証券通知書の提出が必要とされている（金融商品取引法 4 条 6 項、開示府令）。有価証券届出書が必要となる場合には、当該届出の効力発生前は、当該届出にかかる特定譲渡制限付株式を取締役に取得させてはならないとされているため（金融商品取引法 15 条 1 項）、実際に株式割当契約を締結して譲渡制限付株式を取締役に取得させるのは、届出の効力が発生する日（届出書の受理日から 15 日を経過した日）以降に行う必要がある。

また、上場会社に対する適時開示規制により、払込金額の総額が1億円未満である場合を除き、新株発行又は自己株式処分の内容等を直ちに適示開示する必要がある（東京証券取引所の有価証券上場規程402条1号a、及び同規程施行規則401条1号）。

#### (4) 割当契約の締結

税務上、特定譲渡制限付株式とされるためには、一定期間の譲渡制限の定めをし、且つ一定の無償取得事由の定めのある譲渡制限付株式である必要があるものの、譲渡制限等をする方法は特定されていない。したがって、実務的には、個別の条件設定等を行う柔軟性に乏しい会社法上の種類株式を用いるよりも、株式割当契約を用いた譲渡制限をすることが一般的になると考えられる。

#### (5) 特定譲渡制限付株式の交付

法人税法上、特定譲渡制限付株式を損金算入するためには、報酬額を決定する取締役会決議から1ヵ月を経過する日までに特定譲渡制限付株式を交付する必要があるため、報酬額を決定する取締役会決議から1ヵ月を経過する日までに、特定譲渡制限付株式の払込期日を設定し、当該期日において金銭報酬債権の現物出資と引換えに、特定譲渡制限付株式を交付する必要がある。

## 2. 今後の課題

特定譲渡制限付株式を国内の取締役に対して付与する場合の会社法上の問題点や税務上の処理については、これまでの議論において一定の整理がなされている。しかし、例えば取締役ではない従業員や、海外の役員・従業員に対して付与する場合、あるいは国内で付与を受けた者が海外に行った場合などについては明確に整理されていない印象があり、今後の更なる検討が必要となる。

### (1) 従業員に対する付与

会社のマネジメントとして取締役以外の従業員が重要な役割を担うことは珍しくなく、実務上このような重要な従業員に対して特定譲渡制限付株式を付与する必要性は高い。しかし、従業員という立場である限りは労働法の制約を受けることになり、以下のとおり取締役とは異なる問題が生じる。

#### (i) 賃金通貨払いの原則による制約

まずは労働基準法24条1項の定める賃金の通貨払いの原則との関係で問題となる。特定譲渡制限付株式は、金銭報酬債権を付与し、それを現物出資させて譲渡制限付株式を付与するという構成をとるが、金銭報酬債権も、譲渡制限付株式も「通貨」ではなく、また、法令上除外されている場面にも当たらない。そのため、金銭報酬債権や、それを現物出資させることにより付与する特定譲渡制限付株式が労働基準法上の「賃金」にあたる場合には、この賃金の通貨払い原則に違反することになる。

この点、労働基準法11条は、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものを賃金として規定しているものの、行政実務上は①「任意的、恩恵的なもの」、②「福利厚生施設」又は③「企業設備の一環」のいずれかに該当する場合には、基本的には「賃金」に該当しないと整理している。

特定譲渡制限付株式についても、純粋にその都度会社の裁量で付与するという形をとれるのであれば、①「任意的、恩恵的なもの」であり、「賃金」ではないという立場をとることも不可能ではない。しかし、そのような立場に立つと、将来のどこかの時点において金銭報酬債権・譲渡制限付株式を付与するという事については事前には一切約束できないことになってしまう難点がある上、金銭報酬債権や譲渡制限付株式の付与が前例又は慣習

として労働者に期待されている場合には「賃金」に該当し得る点には留意を要する。この方法により特定譲渡制限付株式を実際に付与した後の譲渡制限期間におけるリテンションや動機付けという機能は一応果たすとしても、実務的にそれだけで本来の目的を達成できるかという問題は残る。

他方、②「福利厚生施設」にあたるという解釈も成り立ち得る。経済産業省に設置された新たな自社株式保有スキーム検討会が平成20年11月17日に公表した「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」は、従業員退職時給付型スキームによる自社株式の交付について、「福利厚生施設」に該当すると解釈できる場合の要件を提示しているため、特定譲渡制限付株式についてもこの考え方が一つの実務的な指針にはなり得ると思われる。

## (ii) 損害賠償の予定の禁止による制約

制度の設計において、株式割当契約の中に譲渡制限期間における自己都合退職や一定の義務違反等があった場合に、会社が譲渡制限付株式を無償取得するという条項を入れることが考えられるが、そのような条項が労働基準法16条にて定められる損害賠償予定の禁止に違反しないかという問題もある。この点については、無償取得するのはあくまで譲渡制限付株式であり、金銭による違約金や損害賠償を定めているわけではないという文理解釈が可能ではあるが、同条の趣旨に照らして実質的に判断される可能性も排除できない点には留意を要し、関係する行政解釈や判例等の構築が待たれるところである。

## (2) 海外の役員や従業員に対する付与

海外の役員や従業員に特定譲渡制限付株式を付与する場合には、対象となる役員や従業員の所在する各国の開示規制による制約に注意する必要がある。

従来のストック・オプションや金銭的なインセンティブ報酬については、海外の開示規制との関係でこれまで大きな問題にはなっておらず、欧米型の譲渡制限付株式については無償発行という構成であることから開示義務を負わないと整理されている国も多い（EU諸国等）。しかし、今回の特定譲渡制限付株式については、金銭債権の現物出資による有償での発行という形式となるので、同様の取扱いができるか必ずしも明確でない。そのため、特定譲渡制限付株式を受け取る役員や従業員の所在する国の開示義務について、現地の専門家等により現地の開示規制を事前に十分に調査することが肝要である。実際に、グローバル展開している欧米企業等は、事前に世界的にネットワークのある専門家に一括して各国の開示規制について調査した上でグローバル・インセンティブ・プランを実施している。今後、日本企業が特定譲渡制限付株式等を用いてグローバル・インセンティブ・プランを実施するにあたっては同様の方法で十分な調査を行う必要があると思われる。

また、上述のように海外で交付を受ける場合以外でも、例えば取締役や従業員が国内で特定譲渡制限付株式の交付を受けた後、赴任等で事後的に海外に異動する場合にも別途実務上の問題が生じる。日本の証券会社等から外国に居住する者（非居住者）に対するサービスの提供が現地の法律上規制されている可能性があるため、一般的には事前の調査・確認なしに日本の証券会社等が非居住者に対して口座を開設することは難しい。特定譲渡制限付株式の専用口座を日本の証券会社等で保有したまま海外に赴任等する場合にも、事実上特定譲渡制限付株式を日本の証券会社等の口座で保有し続けることが可能か、特に譲渡制限解除後の売却が可能か、という様々な問題が生じる。実務的な方策としては、海外にも現地の証券会社等に口座を開設し、譲渡制限付株式を売却する際には現地の業者から注文を取り次いでもらって日本で売却する方法等が考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 日本／BEPS プロジェクト参加国

### 「国別報告書に関する通知」の各国税務当局への提出期限について

#### 3月決算企業の通知期限

BEPS 行動 13 に従い、国別報告書（Country-by-Country Reporting、以下「CbCR」という。）に関する制度が多くの国で導入されているところであるが、最初に各国の税務当局へ提出すべき書類は、CbCR に関する通知である。日本では、当該通知は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項」（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 5 項）として制度化されており、2016 年 4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度から適用され、提出期限は最終親会社会計年度終了日であることから、最終親会社が 3 月決算である場合には、2017 年 3 月 31 日が最初の通知期限となる。

また、他国においても、通知期限を報告事業年度末としている場合が多く、上記の企業グループの各構成会社等は、それぞれの所在国で 2017 年 3 月 31 日までに通知を行う必要があるため、注意が必要だ。通知期限を適用初年度に限って 2017 年中ごろまで延長している国も数多くあるが、オーストリア、デンマーク、アイルランド、スペイン等、通知期限の延長を行っていない国においては、2017 年 3 月 31 日までに通知を行う必要がある。

#### 各国の CbCR 通知方法

前述の通り、通知期限を延長していない国においては、多くの日系企業が該当する 3 月決算の多国籍企業グループにおける通知期限は 2017 年 3 月 31 日である。主要国の通知方法については以下の通りである。

国名	通知期限	最も早い期限	通知方法等
オーストリア	事業年度末	2016 年 12 月 31 日	通知フォーム No.VPDG1（ドイツ語のみ）はオーストリア税務当局のウェブサイトから入手できる（2016 年 11 月 28 日発行）
デンマーク	事業年度末	2016 年 12 月 31 日	電子通知フォーム No.05.034（デンマーク語・英語）を E-Tax（TastSelv）により税務当局に提出（2016 年 12 月 9 日発行）
アイルランド	事業年度末	2016 年 12 月 31 日	アイルランド税務当局のウェブサイト（ROS、 <a href="http://www.ros.ie">www.ros.ie</a> ）から電子申告により通知を行う
スペイン	事業年度末	2016 年 12 月 31 日	スペイン税務当局のツールを使って電子申告により通知を行う
日本	事業年度末	2017 年 3 月 31 日	「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項」を <a href="#">e-Tax</a> によって所轄税務署長に提出

[最初のページに戻る](#)

### 3. アジア

#### 中国

##### 外商投資産業指導目録(2016年改正案) — 外資規制を一層緩和

2016年12月7日、中国国家発展改革委員会（以下「NDRC」）及び中国商務部（以下「MOFCOM」）は、「外商投資産業指導目録（2016年改正案）」（以下「2016年版目録」）を公表し、意見公募を行った。2016年版目録は中国経済産業の一層の対外開放に向けた措置であり、ネガティブリストは新たな外商投資企業（FIE）管理制度に基づくMOFCOMの承認対象の判断基準となる。しかし、ネガティブリストは依然として持株規制を含み、情報通信業や金融業のような重要産業に対してはMOFCOMの承認が求められる。

##### ネガティブリストの統合

2016年版目録は、外商投資企業の設立届出手続きに関する近時の変更に沿って公表されたものである。2016年版目録における外商投資参入特別管理措置（以下「ネガティブリスト」）は、関連産業への外国投資が審査許可制の対象になるか、あるいは届出制の対象となるかの判断基準として使用されることとなる。設立届出制の導入に伴って、NDRC及びMOFCOMは、届出制の対象とならない参入特別管理規制を、2015年版目録の奨励類のうち出資持分等についての特別規定があるもの、制限類及び禁止類としていたが、2016年版目録では、管理措置の対象となる奨励類、規制類及び禁止類をネガティブリストに列記し、(a)奨励類及び(b)ネガティブリストという2つの大きなグループ分けを導入している。目録に記載されていない分野は「許可類」となる。

また、2016年版目録は、制限類・禁止類の多くを開放し、ネガティブリスト（奨励類のうち出資持分等についての特別規定があるもの、制限類及び禁止類）を2015年版の93項目から62項目まで減少させている。

##### 新たな分野の開放

2016年版目録によれば、市場参入規制が緩和された産業分野は、(1) 交通運輸及びサービス業のうち道路旅客運輸（制限類から許可類）、外国船検数（制限類から許可類）、並びに信用調査及び格付サービス業（制限類から許可類）、(2) 製造業のうちトラック運輸機器の製造（持株規制の緩和）、自動車電子機器の製造、研究及び開発（持株規制の緩和）、オートバイの製造（制限類から許可類、持分規制の緩和）、食用油脂の加工（制限類から許可類、持分規制の緩和）、米、小麦粉及び原料糖の加工（制限類から許可類、持分規制の緩和）、とうもろこしの高度加工（制限類から許可類）、並びにバイオ液体燃料の生産（制限類から許可類、持分規制の緩和）、(3) 採鉱、石油ガス産業のうち炭層メタン、オイルシェール、オイルサンド及びシェールガスの探査・開発（持株規制の緩和）、貴金属の探査・採掘（制限類から許可類）、並びにリチウム鉱石の採掘、選鉱（制限類から許可類）である。

2016年版目録において、外国出資持分規制の対象となる奨励類はネガティブリストに列記され、奨励類に列記される産業は継続して優遇政策を享受することが明記された。

##### 一定分野における外国投資に対する国家的措置

11の産業分野については国内外資本とも同一の国家的制限に服することとなるため、2016年版目録から削除された。これら削除された項目には、大規模テーマパークの建築及び運営、ゴルフ場及び別荘の建築、軍事施設の安全機能を害するプロジェクト、カジノ及び賭博業などが含まれる。

[最初のページに戻る](#)

## 環境保護税に関する新法案の発表

中国全国人民代表大会の常任委員会は、中国における初めての環境保護課税法案を可決した（以下「新法」という）。事業による環境汚染を規制する既存の手段としては、公害税の課税を伴う環境保護費用システムが存在するが、新法の規制はこれに代置する形となる。新法における規制内容は相当程度ドラスティックなものになると予想され、中国の環境保護法制を遵守しなければならない企業等にとっては今後の重大な関心事の一つになるものと思われる。なお、新法は2018年1月1日からの発効が予定されている。

### 1. 汚染物質排出企業（pollutant-discharging enterprises）の定義

既存の環境保護費用システムの下では、従前から地方の官公庁や企業によって抜け穴が悪用されていたが、新法のもとではこれらの抜け穴が撤廃され、より実効的な制度となる見通しである。中国において課税対象となる汚染物質を直接に排出する企業は新法に基づく新たな環境税の支払義務を負うことになる。

### 2. 新法の具体的内容

新法の大まかな内容については以下の通り。

- ① 新法の対象になるのは、課税対象となる汚染物質を直接に排出する企業又は団体であり、間接的な排出は含まない。
- ② 新法は課税対象となる汚染物質の内容についても明らかにしている。具体的な内容は新法の別表の記載の通りであり、気体・液体の汚染物質、固形廃棄物及び騒音を含む。二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）や化学的酸素要求量のような典型的な汚染物質については気体汚染物質に含むとしているが、他方で二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）については対象としていない。
- ③ 新法は、環境保護税の回収管理を担当する課税庁と、汚染物質の排出を監視する環境保護機関の協力を義務付けており、また地方政府に対しても当該両機関の協働のための仕組みの策定を義務付けている。
- ④ 新法の規定に違反した場合には、租税徴収管理及び環境保護のそれぞれの責任を負う。
- ⑤ 課税対象となる汚染物質であっても、適法な形で排出する場合、中央管理下水及び汚染物質内部処理施設を通じて排出する場合、又は関連する基準を満たした固形廃棄物保管処理施設を用いて排出する場合には、当該排出による課税が免除される。
- ⑥ 地方政府には、汚染物質の排出に対して、一定の範囲内で任意に課税額を決定できる権限が付与されている。この課税額の決定に当たり、各地方政府は、その地方における環境特性（現状の汚染状況や経済・社会・環境的達成目標）を考慮することができる。ただし、これらの地方政府による調整は、中国全国人民代表大会の常任委員会の承認事項とされている。
- ⑦ 以下の5種類については現在のところ免税対象とされている。すなわち、①農業生産の過程で排出されるもの（大規模農業を除く）、②自動車、機関車、船舶、航空機その他の輸送手段により排出されるもの、③適法に設立された都市型中央下水処理施設及び汚染物質内部処理施設から排出されるもので、国又は地方の基準を超えない量のもの、④国又は地方の基準に従って納税者によって完全に利用される固形廃棄

物、及び⑤常任委員会によって特に免税対象とされているその他の廃棄物の5つである。

- ⑧ 新法に基づく環境保護税の課税・申告のタイミングは毎月ごとと定められているが、納税のタイミングは四半期ごととされている。

新法の内容をさらに明確化する下位政令は、本年度中に制定される見通しとなっている。

### 3. 今後検討を要するアクションの内容

中国に拠点を有する企業は、現時点において以下の事項の検討を行うことが望ましい。

- ① 自社が新法に定める課税対象汚染物質を直接に排出するか否か、及びそれに伴う納税責任を負うか否かの確認
- ② 前記5種類の免税対象要件に該当するか否かの確認
- ③ (課税が考えられる場合) 当該地方における調整を含めた課税額の確認
- ④ 今後制定が予定されている下位法令の制定状況のチェック
- ⑤ 排出量及び自社が負うと予想されている課税責任を縮減する方法の模索
- ⑥ 必要に応じて税及び環境問題に関する専門家のアドバイスを受けること

### 4. 小括

前述したとおり、新法は中国における環境汚染の監視制度について大きな変革をもたらし、中国に拠点を有する企業に対して多大な影響を及ぼすことが予想される。新法の実施までには1年の猶予期間が設けられているため、影響を受ける企業はこの期間中に新法に基づく制度に対応するための制度構築に速やかに着手することが望ましい。

[最初のページに戻る](#)



## ミャンマー

### 投資法規則に関するアップデート

本年1月に、ミャンマー投資企業管理局 (DICA) が 2016 年ミャンマー投資法規則のコンサルテーション草案 (以下「投資規則案」) を公表した。ミャンマー投資法は、ミャンマー投資委員会 (MIC) から投資に関する許可を取得するためのルートを二つ設けている。一つは旧法と同様のプロセスで付与されることとなると思われる MIC 許可 (MIC パーミット) であり、二つ目は新しく導入され従来より合理化された手続である MIC 承認 (MIC エンドースメント) である。

新投資法下では、投資が「戦略的 (strategic)」又は「資本集約的 (capital intensive)」と評価される場合に限り、MIC 許可を取得することが必要となる。投資規則案は、「戦略的」な投資を、①通信、テクノロジー、交通、エネルギーインフラ、都市開発インフラ、天然資源、農業、市街地開発、又はメディア分野に対する投資である場合、②政府からの許可を受けて行う事業でかつ予想投資金額が 20 百万 US ドルを超える場合、③国境紛争地帯での事業でかつ予想投資金額が 10 百万 US ドルを超える場合、④国境を越えて行われる事業で予想投資金額が 20 百万 US ドルを超える場合、⑤1000 エーカーを超える面積の農業に対する投資の場合、又は、⑥100 エーカー超の土地を占有又は利用する権利を含む事業に対する投資の場合、と明確化した。また、「資本集約的」な投資については、100 百万 US ドルの投資規模を有するものをいうと定義されている。

なお、投資規則案は、投資が禁止される業種、制限される業種 (政府又は内国会社とのジョイントベンチャーの組成が必要な場合を含む)、促進される業種については、別途通達により規定するものとしている。

#### MIC 許可 (パーミット) のプロセス

投資規則案は、新たに、申請者が自分の企図する投資が、MIC の許可が必要であるか、議会の承認が必要であるか、又は禁止業種、制限業種、促進業種のいずれかに該当するののかについてあらかじめ照会することができるよう、スクリーニングプロセスを導入している。

投資規則案は、MIC は提出された申請が適格か不適格かについての判断を 15 営業日以内に行い、MIC が申請を受理した場合には 60 営業日以内 (ただし MIC による延長の可能性あり) に判断を行うものとしている。MIC 許可の付与の判断に際しては、MIC は申請者が法律を遵守しているか、責任ある持続可能な態様での投資を行うことにつきコミットメントを表明しているか、関連するビジネスの経験及び識見を有しているか等を判断基準とするとされている。

#### MIC 承認 (エンドースメント) のプロセス

投資家は、企図する投資が戦略的投資にも資本集約的投資にも該当せず、MIC 許可を受ける必要がないとされる場合でも、長期の不動産リースを受けるため又は租税減免のインセンティブを受ける目的で、MIC 承認 (MIC エンドースメント) の取得を申請することができる。

MIC は 15 営業日以内に申請が適格か不適格かを判断し、申請が受理された場合には 60 営業日以内 (ただし MIC による延長の可能性あり) に MIC 承認を付与するかどうかの判断を下すものとされ、期待された MIC 許可より短期間でのプロセスは規定されなかった。

投資金額が 5 百万 US ドル未満の場合、MIC は租税減免のインセンティブを付与するか否かの審査を州又は地方の委員会、もしくは、MIC 事務局長に委任することができる。MIC 事務局長の発言によれば、申請された投資が促進

事業に該当する場合は、長期リース及び租税減免のインセンティブが付与される可能性が高くなるということである。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### EU

#### EU 目論見書規則により 2019 年から従業員株式制度の免除規定導入

2016 年 12 月に、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会は、EU 目論見書規則の改正に合意した。EU 目論見書規則は、有価証券の募集にかかる規制を定める、各加盟国により国内法として採用されている EU 目論見書指令に代わるものとなる。EU 目論見書規則は、欧州議会により採択された後、官報により公表され、公表から 24 か月後に有効となる。2017 年上半に欧州議会による採択及び官報公告がなされ、2019 年上期には新 EU 目論見書規則が効力を生じる見込みである。

EU 目論見書規則では、株式型インセンティブ・プログラムを欧州の取締役及び従業員へ提供する発行者は、目論見書の作成義務を免除され、発行者の本拠のある加盟国の規制当局への目論見書を提出する必要がなくなる。提供される制度の形態、加盟国毎の従業員数、有価証券の価額にかかわらず、当該免除は認められる。また、発行者が欧州内で設立されておらず、本店も存在せず、欧州の取引所に有価証券が上場されていなくとも、免除規定は適用される。

従業員株式制度の勧誘が募集と見なされる場合（通常、いずれかの加盟国において、150 人を超える多くの従業員に対し従業員株式制度の勧誘を行う場合）、発行者は目論見書作成の代わりに、募集される有価証券の数及び性質、募集の理由ならびに募集に関する一定の事項を含む、募集および発行者に関する基本情報を記載した書面を提供すれば足りる。発行者は、この「募集文書」について加盟国の規制当局による承認を得る必要はない。典型的な EU 目論見書（一般的に 100 ページを超える）に比べ、募集文書は極めて短く（通常 10 ページより少ない）、準備が容易であって、費用も低減できる。

現在欧州における従業員株式制度のために EU 目論見書を提出している発行者は、EU 目論見書規則に従い、次のような対応を行うこととなる。事業年度が暦年である発行者は、2017 年、2018 年および（EU 目論見書規制が 2017 年第二四半期に公表された場合には）2019 年分の EU 目論見書を準備しなければならない。事業年度が暦年でない発行者は、2017 年及び 2018 年分の EU 目論見書を準備しなければならない。

新 EU 目論見書規制は、欧州において従業員株式制度のために EU 目論見書を準備している企業にとっては、大きな負担の軽減となり、また、EU 目論見書の負担のために欧州の従業員を株式型インセンティブ・プログラムから除外している企業にとっては、見直しの機会となる。

[最初のページに戻る](#)

## ドイツ

### 移転価格規則の大幅な改正法案の可決・施行

本稿では、2016年から2018年までに実施される予定のドイツにおける移転価格規則やその他国際課税に係る重要な改正動向の概要を記載する。

1. **BEPS 勧告の実施法案に伴う文書化義務対象の拡大（2016年12月31日後に始まる事業年度に適用）**
  - 今後は、取引価格が設定された時点の情報を文書化しなければならない。
  - 法的に、独立企業間分析に係る文書（すなわち、比較対象企業の情報）が移転価格文書の必須項目として明確化された。
  - **BEPS 行動 13**の最終報告書に沿って、1億ユーロ以上の売上高を有する多国籍企業グループの子会社はグループの事業活動や移転価格設定に係る文書化義務を負う。

2016年12月16日付で法案は可決された。

2. **7億5000万ユーロ以上の連結売上高を有するドイツ国内の多国籍企業グループに国別報告書の導入（2015年12月31日後に始まる事業年度に適用）**
3. **7億5000万ユーロ以上の連結売上高を有する海外の多国籍企業グループのドイツ国内の子会社に国別報告書の導入（2016年12月31日後に始まる事業年度に適用）※海外の多国籍企業グループは2015年12月31日後に始まる事業年度に対して代理提出が可能である。**
4. **OECDの多国籍協定を用いたBEPS最終報告書の勧告を実行するための租税条約の選択的な改正（2018年以降を予定）**

ドイツ財務省は、諸外国の財務省と同様に、BEPS最終報告書に沿った改正に関し、どの国との二国間租税条約・どの条項を改正する必要があるかを検討している。既存条約と新条約の間の不整合な実施や解釈の食い違いが予測され、特に、以下の点に注目が集まっている。

- 恒久的施設（PE）の定義を拡大するかどうか。定義が拡大された場合には、外国企業のドイツ国内でのPE認定やドイツ企業の海外でのPE認定がより頻繁に行われることが懸念される。
  - 相互協議に関して仲裁による確実な解決策がどこまで導入されるか。
5. **EU 租税回避防止規定（ATAD）の実施のためのドイツのCFC税制（§ 7 ff. Foreign Tax Act (AStG)）の改正（引き続き改正検討中）**
  6. **ハイブリッドミスマッチに係る対応策等を含むその他BEPS関連措置の施法案（上院で支持されているものの引き続き検討中）**
  7. **EU 全域での優遇税制等のルーリング及び事前確認に係る自動情報交換の実施（2017年1月1日から開始）**

※米国等のEU以外の特定の国々との間でも優遇税制等のルーリング及び事前確認に係る自動情報交換の実施される予定
  8. **国内法に基づく独立企業原則が租税条約上の独立企業原則を優先するとする法案の議会での否決**

9. (CFC 税制の拡大) 軽課税国の海外子会社及び外国 PE が獲得した受動的所得に対する営業税の課税 (2017 年 1 月 1 日から開始)
10. (パートナーシップを利用したダブル・ディップの是正) ドイツにおけるパートナーシップにおける海外のパートナーが支払った利子に関して、その海外のパートナーの所在地国での利払いの損金算入がなされている場合には、ドイツ国内のパートナーシップにおいては損金算入が認められないこととされる。(2017 年 1 月 1 日から開始)
11. 低課税国の国外関連者 (ライセンサー) に支払われる一部ロイヤルティの損金算入制限 (2017 年以後に支払われるロイヤルティ)  
  
国外関連者 (ライセンサー) に支払われる一部ロイヤルティに係る現地国での課税が 25% 以下の場合、その税率差の割合に応じてロイヤルティに係る損金算入額が制限される。この制限は、海外の IP ボックス事業体を対象としており、BEPS 最終報告書で提案されているネクサスアプローチ等の OECD のスタンダードとは不整合なものである。制限は、ライセンサーが取得したもしくは関連者のサービスプロバイダーが開発した無形資産に係るロイヤルティを対象とされている。またブランドロイヤルティは全て対象となる。
12. 恒久的施設の利益の配分に係る行政令の最終版 (2016 年 12 月公布)
13. サーバー、パイプライン、風力発電等の特定の恒久的施設の利益の配分に係る行政令 (現在法案を検討中)

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### 支払方法及び支払実績の報告義務

英国のビジネス・エネルギー・産業戦略省 (the Department for Business, Energy & Industrial Strategy (「BEIS」)) は、大企業に仕入先への支払状況の公表を求める規則の最新版ドラフトを公表した。この新規則は 2017 年 4 月に施行される予定である。新規則は、大企業による支払方法の透明性を向上させ、中小のサプライヤーに支払状況の情報を提供することによって、英国の中小企業への支払遅延を防止し、キャッシュフローを改善するものと期待されている。

本規制は現在議会で提出される前であり、BEIS は報告義務の内容についてさらなるガイダンスを公表する予定である。

### 報告義務者

英国の大規模な会社及び LLP (あわせて「大会社」) のみが報告義務を負う。大会社の基準は 2006 年会社法の会社規模基準に従っており、以下の基準のうち 2 つ以上を満たすと、大会社となる。

- 年間の売上高が 36 百万ポンドを超える
- 貸借対照表の合計が 18 百万ポンドを超える
- 従業員が 250 人を超える

## 対象となる契約及び報告の方法

商品及びサービスに関する契約についての支払方法を報告する必要がある。BEISによれば、英国における支払遅延への対応を目的としており、対象となる契約は英国と重要な関係を有しているものとするとのことである。ローン契約のような金融サービスに関する契約は報告義務から除外されているが、金融サービスを行う会社が他の商品やサービスの契約を締結する場合には、それらの契約に関する支払方法を報告する必要がある。

報告義務は、2017年4月6日以降に事業年度が始まる会社に適用される。報告は6ヶ月毎に求められ、会社の事業年度の上半期終了後30日以内及び事業年度終了後30日以内に、それぞれ報告を行う必要がある。

報告は政府の運営するウェブサイト上で公表される。大会社は次の情報を公表することが求められる。

- 標準支払条件、又はもっともよく使用される支払条件
- 30日以内、31日から60日の間、及び60日を超える支払の各割合
- 合意された期間内になされなかった支払の割合
- 支払に関する紛争の解決方法
- サプライヤーリストに留まるために支払から控除される金額
- 電磁的請求及びサプライチェーン・ファイナンスの利用可能性
- 支払コードへの加入（例えば、the Prompt Payment Code）

## 取締役の承認及び責任

取締役は、情報がウェブサイト上で公表される前にこれを承認する必要がある。報告の懈怠又は誤ったもしくは誤解を生じさせる報告の公表を行った場合、取締役及び会社に罰金が課される可能性がある。

[最初のページに戻る](#)